

豊岡農業スクール研修生・受入農家募集要領

豊岡市認定農業者協議会

(趣旨)

第1 豊岡市における新規就農者及び農業後継者の確保、育成を図るため、就農意欲の高い若者に対し、先進的な農業経営者等のもとで必要とする農業生産技術力や経営管理能力などを習得するための実践的な研修を実施する。

(実施主体)

第2 豊岡市の委託事業として、豊岡市認定農業者協議会(以下「協議会」という。)が実施する。

(実施期間)

第3 研修期間は、1年間とする。ただし、研修が終了する2ヶ月前までに研修生から継続の申出があった場合は、1年間延長するものとする。なお、研修期間は最長3年間とする。

(研修生申込要件)

第4 研修生となる対象要件は、次の要件を満たすものとする。

研修開始日における満年齢が原則45歳以下であること。

市内在住者又は転入者とする。

将来、市内での独立自営就農又は雇用就農(親元就農を予定している者にあつては、研修先が親元農家以外の受入農家であればこれに該当するものとみなす。)を目指し、環境創造型農業に取り組む意欲のある者であること。

(研修生の定員)

第5 研修生の定員は、1年間3名程度とする。

(研修申込手続)

第6 研修を希望する者は、豊岡農業スクール研修申請書(様式第1号。以下「研修申請書」という。)を協議会に提出する。

(研修生の決定)

第7 研修生の選考は、協議会、関係機関等で構成する豊岡市農業スクール運営協議会により、書類審査及び面接審査を実施し、研修生として適当と判断した場合は、豊岡農業スクール研修決定通知書(様式第2号)により研修生へ通知する。ただし、虚偽の申請が確認された場合にあっては、研修生の不採択、あるいは研修生の採択を取り消すものとする。

(受入農家の登録要件)

第8 研修生を受入れ、実務研修を実施する受入農家は、次の要件を満たすものとする。

豊岡市認定農業者協議会に所属する農業経営体であること。

農業生産技術や農業経営及び農畜産物の加工、流通、販売等に豊かな技能を有し、研修生に対する指導、教育が可能な人材を有していること。

研修生に対して、適宜、相談、指導、助言等の研修生管理を行える体制があること。

(受入農家登録手続)

第9 研修生を受け入れようとする認定農業者は、豊岡農業スクール受入農家登録申請書(様式第3号。以下「登録申請書」という。)を協議会に提出する。

(受入農家の決定)

第10 協議会は、登録申請書の内容を審査し、受入農家として適当と判断した場合は、豊岡農業スクール受入農家決定通知書(様式第4号)により受入農家へ通知する。ただし、虚偽の申請が確認された場合にあっては、受入農家として不採択、あるいは受入農家の登録を取り消すものとする。

(研修生及び受入農家への給付金)

第11 研修生に支給する給付金は、1人当たり月額10万円とする。また、受入農家に支給する給付金は、1農家当たり月額2万5千円とする。

(研修生の傷害保険等の加入)

第12 協議会は、研修生に係る傷害保険及び損害賠償責任保険に加入するものとする。

(派遣先受入農家の変更)

第13 協議会は、派遣先の受入農家の諸事情により、受入農家を変更する場合は、事前に研修生の上承を得るとともに、豊岡農業スクール派遣先受入農家変更通知書(様式第5号)を研修生に通知する。

(研修計画及び実施結果の把握)

第14 協議会は、研修生から研修計画書(様式第6号)を研修前に、毎月の実施結果報告書(様式第7号)を翌月の5日までに提出を受け、研修の進捗状況を把握するものとする。なお、これらの提出、報告にあたっては、研修生は受入農家の指導、確認を受けるものとする。

(研修の中止)

第15 協議会は、研修期間中、研修生の態度、意欲、将来性等に問題があると判断した場合は、研修を中止することができる。

(研修生の市内就農)

第16 研修生は研修終了後、速やかに市内において、独立自营就農あるいは雇用就農に努めなければならない。

(研修生の給付金返還)

第17 研修生は、第15の規定により研修の中止を受けた場合又は第16の規定に違反した場合、あるいは市内に就農後3年以内に離脱した場合は、研修期間中に交付された給付金の全部又は一部を協議会へ返還しなければならない。ただし、研修生の責めに帰すべきものでない場合は、この限りでない。

(その他)

第18 この要領に定めのない事項については、必要に応じて協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。